

令和元年度重度訪問介護指摘事項一覧

8事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	秘密保持	管理者等の従業者について秘密保持に係る必要な措置を講じていませんでした。秘密保持に係る必要な措置を講じてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第36条第2項、第3項 障発1206001号通知第3の3(30)で準用する第3の3(24)②③	2
		個人情報を用いる場合の同意を利用者及びその家族からあらかじめ文書で得ていませんでした。利用者等と個人情報使用同意書等で同意を得るなど必要な措置を講じてください。		3
2	虐待の防止体制	虐待防止責任者の設置をしていない、虐待防止マニュアルを作成していない、虐待防止啓発掲示物及び虐待相談・通報・届出先を掲示していない、虐待防止研修を全ての従業者に実施していない等、虐待防止等のための体制の整備等を行っていませんでした。利用者の人権の擁護、虐待防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、必要な措置を講じてください。	都条例第155号第3条第3項 障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について	3
3	実施状況の把握	重度訪問介護計画の実施状況の把握を行っていることが確認できず、必要に応じて当該計画の変更を行っていませんでした。また、その実施状況や評価について利用者及びその家族に説明していませんでした。重度訪問介護計画を作成後は、当該計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行ってください。また、その実施状況や評価について利用者及びその家族に説明を行ってください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第10条第4項 障発1206001号通知第3の3(30)で準用する第3の3(16)①④	3
4	法定代理受領の通知	法定代理受領により区市町村から指定重度訪問介護に係る介護給付費の支給を受けた際に、受領した介護給付費の額を利用者へ通知していませんでした。利用者に対して介護給付費の額の通知をしてください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第27条第1項 障発1206001号通知第3の3(30)で準用する第3の3(13)①	1
5	アセスメント	初回も含めて必要な時期にアセスメントが行われていませんでした。重度訪問介護計画に位置付けるサービスの根拠が明確になるよう、適切な時期にアセスメントを行ってください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第10条第2項、第20条 障発1206001号通知第3の3(30)で準用する第3の3(16)②	1
6	計画の作成	重度訪問介護計画が作成されていませんでした。重度訪問介護計画を作成し、利用者及びその同居の家族に、当該重度訪問介護計画の内容を説明するとともに、当該重度訪問介護計画を交付してください。	都条例第155号第43条第1項で準用する第10条第2項、第3項 障発1206001号通知第3の3(30)で準用する第3の3(16)①②③	1